

■「業務用ノート型パソコン設定業務（令和5年度）」仕様書に関する問い合わせへの回答
仕様書に対して、問い合わせがあった内容について以下のとおり回答します。

令和5年(2023年)9月22日
札幌市デジタル戦略推進局情報システム部

項番	質問	回答
1	「4業務内容⇒(2)業務履行体制⇒ウ」にある、「4(1)業務対象機器」1,947台の受領は、受託者指定場所へ納入業者が配送してもらえる認識で合っているか。	ご認識のとおりです。
2	「4業務内容⇒(2)業務履行体制⇒ウ」にある、「4(1)業務対象機器」14台については、受託者が引取りに向う認識で合っているか、またその場合の集荷場所はどこになるのか。	担当課の所在地（札幌市白石区菊水1条3丁目1-5菊水分庁舎）での引き渡しを想定しております。
3	機器の保管場所については、セキュリティ上の制約等はあるのか。	具体的な制約事項はございませんが、機器の紛失、破損等が生じないように必要な措置を講じて頂く必要があります。
4	初期設定の作業場所は原則受託者が用意する保管場所で行う事となっているが、「やむを得ず利用部署内での作業を要する場合は、利用部署の担当者と調整すること」となっているが、この場合のやむを得ない理由とは、どのような事が想定されるのか。	仕様書5(3)「受託者による初期設定作業及び端末利用部署への配布後、端末が正常に一体として最良の状態では機能しないことが判明した場合等については、受託者が原因究明に協力すること。」のとおり、機器の不具合が判明した際に、原因究明のために利用部署内での作業を要すること等を想定しております。
5	利用部署への配布に関し、指定する配送・配布方法はあるのか。	具体的な配送方法の指定はございませんが、機器の納入時に使用された梱包材を活用する等、機器の破損等が発生しないように必要な措置を講じて頂く必要があります。
6	配布後の障害発生に係る対応について、「本件設定作業に起因するものと判断した場合、2年間は無償で対応すること」となっているが、作業上の問題ではなく初期設定の内容そのものに起因する場合は無償対応の対象外と言う認識で合っているか。	受託者の作業に誤りがなく、本市の指示に基づき設定した内容に起因して障害が発生した場合は、無償対応の対象外となります。